

㈱日本証券クリアリング機構における清算受託契約の解約に係る予告期間の短縮に伴う当取引所における制度整備について

平成20年10月27日
株式会社名古屋証券取引所

項目	内容	備考
1. 趣旨	<p>当取引所の取引参加者のうち、㈱日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）の清算資格を有しないもの（以下「非清算参加者」といいます。）は、他社の清算を行う資格を有するもの（以下「他社清算参加者」といいます。）との間で、クリアリング機構が定める清算受託契約を締結し、当取引所における売買等の清算を委託する必要があります。</p> <p>今般、クリアリング機構において、他社清算参加者からの申し出による清算受託契約の解約について、一定の条件を予め定めている場合で当該条件に合致したときは、解約申し出の翌日以降にこれを解約することができるとする特例解約の制度を設けることに伴い、当取引所として所要の制度改正を行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、解約しようとする日の1か月以上前までに申し出る必要があります。
2. 概要 (1) 当取引所への報告の取扱い (2) 信用取引の反対売買等の取扱い	<p>非清算参加者は、他社清算参加者より特例解約の申し出を受けた場合には、直ちに当取引所に報告することとします。なお、この報告は、特例解約の前日までに行わなければならないこととします。</p> <p>非清算参加者は、清算受託契約が特例解約された場合においても、当取引所の承認を受けて、他社清算参加者に対し、信用取引の反対売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託を行えることとします。ただし、清算受託契約に予め定める期間に限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、遅滞なく報告することとなっています。 ・現在は、以下の取引の未決済勘定の解消に係るもののみ委託を行えます。 ・発行日取引の対当売買
3. 実施時期	本年12月の実施を目途とします。	

以上